

医事紛争のしおり

医療水準について

岡山県医師会常任理事 合地 明

世界中で新型コロナウイルス肺炎の爆発的感染拡大が報じられていますが、先日マスコミである患者が受診8施設目でやっと、診断が下されたとの報道が流されていきました。それでは、この患者は診断が遅れたことによる損害賠償を受診医療機関に対して請求できるのでしょうか？ 皆さんがお考えの通り、万が一訴訟になっても無責になる可能性が極めて濃厚です。なぜなら、我々、感染症指定病院以外の医療機関は現時点で診断につながるPCR検査の実施手段を持ち合わせていないことが大きな要因で、これが『現時点での医療水準』です。

司法の場においては、この『医療水準』に照らし合わせて最終判断がなされることが原則だからです。それではこの『医療水準』とは大病院、中小病院および診療所で画一かという、それぞれの医療機関の設備等に左右されることから個別の判断ということのようです。ただし、我々医療者は時代に応じた医学知識を身に付けておくことも要求されます。したがって、学会の提示するガイドラインや研修会などで積極的に知識習得に励む必要はありそうです。

ところで、岡山県における医事紛争の現状に立ち返ると、年間10数例が県医師会に事案報告として上がり、このうち数件が日本医師会に付託されています。近年の傾向として金額的にはやはり産婦人科領域が目立ち、そのほか内科、整形外科、外科といった領域が目立ちますが眼科、形成外科、皮膚科などの症例も増加傾向にあります。外来手術においてもきちんと説明同意の過程を経て、手術記録もカルテに残す習慣を身に付けておいてください。

次に、先生方にご了知しておいていただきたい事項3項目を列記しますので、よろしく願いいたします。

◆医事事故に遭遇された会員へのお願い

損害賠償の請求を受けたときは（文書、口頭いずれでもよい）、まず、岡山県医師会へ報告をしてください。

医師会への報告が速やかに行われず、著しく遅滞した案件については医賠償保険が適用されない場合があります。

また、会員独自の判断で勝手に「賠償金」（見舞金と称しても同様）、「治療費、生活費等」の支払いをした、あるいはこれらの支払いを約束した事案については、その約束が口頭であれ、念書・示談書・和解書によるものであっても医賠償保険が適用されない場合がありますのでご注意ください。

たとえ、先生方の責任が明らかとお考えになられた場合であっても同様です。

特に、緊急に対処することが必要と思われる事案については、必ず郡市医師会あるいは岡山県医師会へ相談し、安易に回答することなく、慎重な対応をお願いします。

◆日医医賠責特約保険の補償限度額の増額について

日医医賠責特約保険は、日本医師会A会員の行為者責任を担保することに加えて、A会員の管理者責任にも対応できるようにと創られた保険です。この保険は、A会員一人ひとりが、任意で加入を選択でき、併せて、高額賠償事例にも対処できるように配慮されています。

この保険について、令和2年7月1日始期契約分より現行の1事故2億円/期間中6億円が1事故3億円/期間中9億円に増額されます。これは、令和2年4月の民法改正において損害賠償金の算定基準である法定利率が5%から3%に引き下げられることにより、一括で受けとった賠償金を運用することによる利息収入も減少するため、毎年利息に相当する額(賠償金から差し引く額)が少なくなります。よって、重度・長期後遺障害の事案では2億円を超える事案が増加する可能性が高いことから、現行の支払限度額を1事故3億円/期間中9億円に増額し、掛け金は現行のまま(年間2万円、ただし病院は別途算式あり)とすることとしたものです。なお、令和2年7月1日以降に損害賠償請求が発生した事案からの適用となります。

日本医師会A会員で、特約保険にご加入いただけていない先生方におかれましては、ぜひこの機会にご検討ください。

◆日医医賠責保険の「医療通訳サービス」付帯について

今後訪日、在日外国人の患者数の増加が見込まれ、医療機関を受診する外国人患者数の増大が予測されます。そこで「医療通訳サービス」の活用により、医師と患者の良好なコミュニケーションを確保し、医療事故の防止につなげることを目的として日医医賠責保険に付帯されることとなりました。

このサービス利用による費用は、無料利用回数(年間20回)内であれば発生しませんが、事前に利用申込書での登録が必要です。急な外国人患者の受診時にも対応可能ですが、その後に登録が必要となります。

日常的な外国人患者の受入対応だけでなく、突発的に外国人患者が来院した際の負担軽減に、ぜひご活用ください。